

船介第2888号
平成26年1月16日

(介護予防) 通所介護事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

老人福祉施設等における出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

このたび、平成25年12月25日付け老高発1225第2号他により厚生労働省老健局高齢者支援課長から通知がありました。

この通知によると、理容師又は美容師が施設等に赴き、高齢者に対して理容及び美容を行う場合、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから下記1の①及び②に留意するよう要請されています。

つきましては、出張理容及び出張美容を行う者を受け入れている事業所においては下記を参照のうえ、衛生管理を徹底していただくようお願いいたします。

なお、理容所及び美容所の衛生指導を所管している船橋市保健所からのパンフレット及び、通所介護事業所において理美容サービスを実施する際の報酬請求時の注意事項についても別添のとおりお送りしますのでご確認ください。

記

1. 留意すべき事項

- ① 老人福祉施設等において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保すること。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮すること。
- ② 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定にあたり十分考慮すること。

2. その他

理容師法施行令及び美容師法施行令において、出張理容・出張美容を行うことができる場合は、「疾病その他の理由により理容所（美容所）に来ることができない者に対して理容（美容）を行う場合」と定められているため、すべての通所介護事業所の利用者が対象となるわけではないので注意すること。

【この通知に関する問合せ】

船橋市 介護保険課 指定班 047-436-2782

【理容師法、美容師法に関する問合せ】

船橋市 保健所 衛生指導課 047-431-4191

理美容サービスを実施する際の報酬請求時の注意事項

平成14年5月14日 事務連絡介護保険最新情報vol.127

Q：デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。

A：理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、通所サービスの提供時間には理美容サービスに要した時間は含まれない。

以上のことから、理美容サービス提供時には、報酬請求等に誤りの無いようご注意ください。